



株式会社カイオム・バイオサイエンス

第21回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年3月28日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催場所 ベルサール西新宿ホール
東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1階

- 決議事項**
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第7号議案 会計監査人選任の件

書面（郵送）及びインターネットによる議決権行使は2025年3月27日（木曜日）午後5時までにお願ひ申し上げます。詳細は3～4ページをご参照ください。

証券コード：4583

証券コード 4583
2025年3月7日

株主の皆様へ

東京都渋谷区本町三丁目12番1号
株式会社カイオム・バイオサイエンス
代表取締役社長 小林 茂

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトIRライブラリに掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。（<https://www.chiome.co.jp/ir/library/library4/>）

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記東証ウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2025年3月27日（木曜日）午後5時までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権行使の方法については、3～4ページをご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分予定）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号 住友不動産西新宿ビル3号館1階
ベルサール西新宿ホール
3. 目的事項
報告事項 第21期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 会計監査人選任の件

以 上

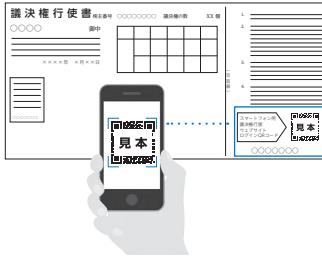
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様は電子提供措置事項を記載した書面を併せてお送りしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）、②会社の新株予約権等に関する事項、③業務の適正を確保するための体制、④業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、⑤株主資本等変動計算書、⑥個別注記表従いまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにて、修正した旨、修正前の内容及び修正後の内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

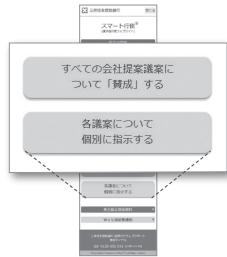
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

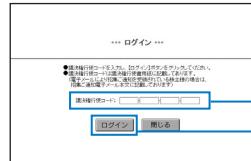
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 取締役会等による経営方針・経営戦略に関する議論の充実及び監督機能の一層の強化、並びにより機動的な意思決定の実現を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。監査等委員会設置会社に移行するため、定款の一部を次のとおり変更するものであります。

なお、本定款一部変更の効力は、本総会の終結の時をもって生ずることといたします。

- ① 「監査等委員会」を置くことその他「監査等委員会」に関する規定を新設し、併せて、「監査役」「監査役会」に関する規定を削除するものであります（変更案第4条、第24条、第26条、第31条から第35条、現行定款第30条から第32条、第38条、第39条）。
- ② 監査等委員である取締役の員数、選任方法、任期、報酬等の決定方法に関する規定を新設するものであります（変更案第19条、第20条第1項、第21条、第22条、第28条）。
- ③ 取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に定める事項を除きます。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります（変更案第27条）。
- ④ 上記に伴い、関連する規定の修正・削除、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。
- ⑤ 上記新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

(2) 将来における事業規模の拡大に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を90,000,000株から180,000,000株に増加させるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
第4条（機関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条（機関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>90,000,000株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>180,000,000株</u> とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条 (電子提供措置等)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>	<p>第18条 (電子提供措置等)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>第19条 (員数)</p> <p>当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第19条 (員数)</p> <p>1. 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>2. 取締役のうち、<u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>第20条 (取締役の選任)</p> <p>1. 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第20条 (取締役の選任)</p> <p>1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>
<p>第21条 (任期)</p> <p>1. 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条 (任期)</p> <p>1. 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>増員または補欠として選任された取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、他の現任取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>5. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第22条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>1. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第24条 (取締役会の招集通知)</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第24条 (取締役会の招集通知)</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第26条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または署名もしくは電子署名する。</p>	<p>第26条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または署名もしくは電子署名する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第27条 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>当社は、会社法第399条の13第6項により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第27条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第28条 (取締役の責任免除)</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第29条 (取締役の責任免除)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第29条 (取締役会規程)</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第30条 (取締役会規程)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>第30条 (員数)</p> <p>当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第31条 (監査役の選任)</p> <p>1. 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>第32条 (任期)</p> <p>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>第33条 (常勤の監査役)</p> <p>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第31条 (常勤の監査等委員)</p> <p>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>第34条 (監査役会の招集通知)</p> <p>1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>第32条 (監査等委員会の招集通知)</p> <p>1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>第35条 (監査役会の決議方法)</p> <p>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>第33条 (監査等委員会の決議方法)</p> <p>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>第36条 (監査役会の議事録)</p> <p>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名または電子署名する。</p>	<p>第34条 (監査等委員会の議事録)</p> <p>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または署名もしくは電子署名する。</p>
<p>第37条 (監査役会規程)</p> <p>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第35条 (監査等委員会規程)</p> <p>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第38条 (報酬等)</p> <p>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第39条 (監査役の責任免除)</p> <p>1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第40条 (選任方法)</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第36条 (選任方法)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第41条 (任期)</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第37条 (任期)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第42条 (会計監査人の責任免除)</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第38条 (会計監査人の責任免除)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第43条 (事業年度)</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第39条 (事業年度)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第44条 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第40条 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第45条 (中間配当)</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第41条 (中間配当)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第46条 (配当金の除斥期間)</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第42条 (配当金の除斥期間)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当会社は、第21回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行し、現在の取締役5名全員は任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。なお、各候補者の選任の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力が発生することを条件として生ずることといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>小池 正道 (1962年10月3日生)</p> <p>再任</p>	<p>1987年4月 協和発酵工業(株) (現 協和キリン(株)) 入社 2007年4月 BioWa, Inc. President and CEO 2011年4月 Kyowa HAKKO Kirin Pharma, Inc. President 2013年4月 協和発酵キリン(株) (現 協和キリン(株)) 開発本部 開発企画部長 2014年4月 同社 研究開発本部 がんR&Dユニット長 2018年4月 同社 フェロー 研究開発本部 研究機能ユニット長 2020年6月 加藤記念バイオサイエンス振興財団 理事長 2021年4月 協和キリン(株) 研究開発本部 研究ユニット長 2023年3月 当社 取締役 (現任)</p> <p>[当社における担当] 研究・事業部門担当</p>	35,700株
		<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>小池正道氏は、大手製薬企業の抗体研究・抗体創薬、更に創薬全般の指揮を執るなど長年の抗体分野での研究開発や海外子会社経営等の経験に基づき、当社の研究開発業務を牽引しております。今後も引き続き取締役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	び じょ ひら あり ひこ 美女平 在彦 (1978年6月5日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	2000年 3月 (株)産業育成研究所 入社 2003年 8月 ファイザー(株) 入社 医薬営業部門 2007年10月 大鵬薬品(株) 入社 経理・海外事業部門 2013年 1月 当社入社 研究開発本部研究企画推進課 マネージャー 2014年 4月 当社 コーポレートプランニング部 ディレクター 2016年 1月 当社 執行役員 コーポレート本部長 2017年 3月 当社 取締役 (現任) [当社における担当] 経営企画・管理部門担当 (取締役候補者とした理由) 美女平在彦氏は、大手製薬企業における経営企画・経営管理の経験に基づき、当社の経営管理業務を牽引しております。今後も引き続き取締役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。	73,800株
3	た おか しょう せ 田岡 照世 (1969年4月26日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1994年 4月 日本ルセル(株)入社 1997年 1月 協和発酵工業(株) (現 協和キリン(株)) 入社 2010年 4月 同社 臨床開発センター 臨床開発グループ長 2014年 4月 同社 中枢神経R&Dユニット マネジメントオフィス長 2018年 9月 当社入社 臨床開発部長 2020年 6月 当社 開発本部長 (現任) 2023年 3月 当社 取締役 (現任) [当社における担当] 開発部門担当 (取締役候補者とした理由) 田岡照世氏は、大手製薬企業の医薬開発部門の経験に基づき、当社の開発業務を牽引しております。今後も引き続き取締役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。	45,700株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
4	かわい ひろ ゆき 河合 弘行 (1954年1月17日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">新 任</div>	1979年 3月 麒麟麦酒(株) (現 協和キリン(株)) 入社 2007年 7月 キリンファーマ(株) (現 協和キリン(株)) 取締役執行役員開 発本部長 2008年 3月 同社 代表取締役副社長兼執行役員製造本部長 2008年10月 協和発酵キリン(株) (現 協和キリン(株)) 常務執行役員生産 本部長 2010年 3月 同社 常務執行役員 生産本部長 2013年 3月 同社 専務執行役員 生産本部長 2014年 3月 同社 代表取締役 副社長執行役員 2018年 3月 加藤記念バイオサイエンス振興財団 専務理事 2019年 6月 同財団 理事長 2019年 6月 セントラル硝子株式会社 社外監査役 2023年 7月 一般財団法人バイオインダストリー協会 監事 (現任)	-
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>河合弘行氏は、大手製薬企業における研究開発から生産にわたる研究開発並びに経営等の豊富な経験と幅広い見識を有しています。当社の重要事項の決定及び業務執行の監督にあたり、取締役として期待される役割を充分に発揮して、職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 河合弘行氏は、社外取締役候補者であります。
3. 河合弘行氏が原案どおり選任された場合は、当社は東京証券取引所に同氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 河合弘行氏が原案どおり選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由を設定し、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。また、各候補者の選任の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力が発生することを条件として生ずることといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">ふるや あき 朗行 降矢 朗行 (1945年1月29日生)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">新任</div>	<p>1968年4月 第一製薬(株) (現 第一三共(株)) 入社 1999年4月 同社 医薬開発統括部 部長 1999年6月 同社 理事 2001年6月 同社 取締役 2003年6月 (株)第一ラジオアイソトープ (現 PDRファーマ(株)) 代表取締役社長 2007年6月 同社 相談役 2007年12月 (株)パールセウспロテオミクス 代表取締役社長 2016年7月 同社 相談役 2017年3月 当社 社外取締役 就任 2023年3月 当社 社外取締役 退任 2024年3月 当社 監査役 (現任)</p>	13,000株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 降矢朗行氏は、大手製薬企業及びバイオベンチャー企業における研究開発並びに経営等の豊富な経験を有していることから、当社の監査等委員として相応しいと判断し、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<p>やま かわ よし ゆき 山川 善之 (1962年8月21日生)</p> <p>新任</p>	<p>1986年4月 日本生命保険相互会社 入社 1995年9月 イノテック(株)企画室長 2001年9月 (株)そーせい (現 ネクセラファーマ(株)) 経営企画部長 2003年10月 同社 取締役副社長CFO 2004年10月 同社 代表取締役副社長CFO 2006年12月 響きパートナーズ(株) 設立 代表取締役社長 2008年6月 (株)リプロセル 社外取締役 (現任) 2014年3月 (株)デ・ウエスタン・セラピテクス研究所 社外取締役 (現任) 2019年3月 当社 社外監査役 (現任) 2020年3月 ソレイジア・ファーマ(株) 社外監査役 (現任) 2022年12月 響きパートナーズ(株) 取締役会長 (現任)</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 山川善之氏は、会社経営に関する幅広い見識とバイオベンチャー企業の投資や経営等の豊富な経験を有することから、当社の監査等委員として相応しいと判断し、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	-
3	<p>さか もと に ろう 坂本 二郎 (1960年11月5日生)</p> <p>新任</p>	<p>1983年4月 協和発酵工業(株) (現 協和キリン(株)) 入社 2006年4月 同社 バイオケミカル企画管理部長 2007年7月 第一ファインケミカル(株)執行役員 経営企画部長 2010年4月 協和発酵キリン(株) (現 協和キリン(株)) 経理部長 2012年4月 同社 執行役員 経営企画部長 2015年4月 同社 執行役員 総務部長 2021年3月 当社 社外監査役 (現任)</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 坂本二郎氏は、上場会社での社内管理経験と幅広い見識を有することから、当社の監査等委員として相応しいと判断し、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。
3. 降矢朗行氏は2024年3月26日開催の第20回定時株主総会にて監査役に選任されており、当社監査役に就任してからの年数は本総会の終結の時をもって1年であります。
4. 山川善之氏は2019年3月28日開催の第15回定時株主総会にて社外監査役に選任されており、当社社外監査役に就任してからの年数は本総会の終結の時をもって6年であります。
5. 坂本二郎氏は2021年3月26日開催の第17回定時株主総会にて社外監査役に選任されており、当社社外監査役に就任してからの年数は本総会の終結の時をもって4年であります。
6. 当社は東京証券取引所に山川善之氏を独立役員として届け出ております。同氏が原案どおり選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

7. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各候補者との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。各候補者が原案どおり選任された場合には、本契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由を設定し、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2012年6月27日開催の第8回定時株主総会において取締役の報酬額を年額150,000千円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を定めることとし、引き続き、年額150,000千円以内（うち、社外取締役30,000千円以内）と設定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、今後の取締役会の構成、取締役に求められる職務等を勘案したもので、相当な内容であると判断しております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、定時株主総会資料記載のとおりであり、本議案の内容は、当該方針に沿ったものであります。なお、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更する予定はございません。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、この報酬額設定の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力が発生することを条件として生ずることといたします。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、2022年3月25日開催の当社第18回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入すること、及び、当該制度に基づき当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50,000千円以内として設定すること等につき、ご承認をいただいております。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、第4号議案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠として、下記のとおり、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、引き続き、年額50,000千円以内として設定いたしたいと存じます。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、今後の取締役会の構成、取締役に求められる職務等を勘案したもので、相当な内容であると判断しております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決

定に関する方針は、定時株主総会資料記載のとおりであり、本議案の内容は、当該方針に沿ったものであります。なお、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更する予定はございません。

この報酬額設定の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力が発生することを条件として生ずることといたします。現在の取締役（社外取締役を除く。）は4名であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名となります。

記

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役が割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役に対する報酬額を、年額30,000千円以内と設定させていただきたいと存じます。本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、今後の取締役会の構成、監査等委員である取締役に求められる職務等を勘案したもので、相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）となります。

なお、この報酬額設定の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力が発生することを条件として生ずることといたします。

第7号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人は有限責任監査法人トーマツであります。本総会終結の時をもって同監査法人の任期が満了になることから、新たに太陽有限責任監査法人を後任の会計監査人として選任することをお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人の独立性・監査体制・監査の実施状況や品質・報酬水準等に関する情報を収集し検討した結果、当社の会計監査人として適切であると判断したものです。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	太陽有限責任監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都港区元赤坂一丁目2番7号		
沿 革	1971年9月 太陽監査法人設立 2006年1月 太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる 2008年7月 有限責任組織形態に移行太陽ASG有限責任監査法人となる 2012年7月 永昌監査法人と合併 2013年10月 霞が関監査法人と合併 2014年10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 2018年7月 優成監査法人と合併		
概 要	資本金		530百万円
	構成人員	社員（公認会計士）	95名
		特定社員	5名
		職員（公認会計士）	374名
		（会計士補）	221名
		（その他職員等）	578名
		合 計	1,273名
	関与会社		1,105社

(2024年12月31日現在)

会計監査人候補者に関する事項

太陽有限責任監査法人は2024年1月1日から3月31日の間、金融庁より契約の新規の締結に関する業務の停止命令を受けておりますが、同監査法人は、2024年1月31日に金融庁に業務改善計画を提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、透明性を確保したガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の見直し、及び監査現場の改革等の施策を実施しております。

今回の処分は、当初の通常監査ではなく、主として訂正監査に起因し、最終の表示段階で発生した個別性の高い事案であるため、通常監査における品質等の影響はないものと考えております。また、業務改善については金融庁より一定の改善が図られていると認められ、同監査法人の金融庁に対する業務改善報告は終了して

おり、今後も定期的な状況の報告を受けることをもって、同監査法人の選任をお願いするものであります。

なお、監査役会は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組みを評価するとともに、当社における監査業務は適正かつ厳格に遂行されると判断しております。

(注) 太陽有限責任監査法人が原案どおり選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は同監査法人との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿四丁目15番3号 住友不動産西新宿ビル3号館1階

ベルサール西新宿ホール 電話 03(3320)2611



交通のご案内

都 庁 前 駅 (都営大江戸線) **A5出口** 徒歩 5分

西新宿五丁目駅 (都営大江戸線) **A2出口** 徒歩 6分

西 新 宿 駅 (東京メトロ丸ノ内線) **2番出口** 徒歩12分

新 宿 駅 (JR線他) **西口** 徒歩15分

バス利用の場合

新宿駅西口交番脇階段地上出口11

⑩⑪番乗場より「京王バス」乗車

「十二社池の下」下車

熊野神社方面徒歩2分

駐車場・駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。